

岩手県告示第694号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手県環境生活部廃棄物特別対策室長から次のとおり通知があった。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市平館地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年7月28日から同年12月29日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（数値地形図作成）